

## 青森市届出避難所に関する要項

## 1 目的

市では、民間事業者や町(内)会が所有する施設を、災害時に民間事業者と町(内)会や自主防災組織が互いに協力し、自主的に運営する「届出避難所」の登録を受け付けます。

あらかじめ市に「届出避難所」を登録しておいて頂くことで、市が指定する避難所以外の避難所の情報を市が平常時から把握することができ、災害時に役立てることが出来ます。

また、地域によっては、「町(内)会に指定避難所がない」「小学校などの指定避難所まで遠い」などのご意見もあり、それらを解決するために「届出避難所」は有効であることから、登録を受け付けることにしました。

## 2 対象施設

民間事業者や町(内)会が所有し、避難する市民が身を守ることができる立地や構造等を有する施設を対象とします。

## 3 申請要件

届出避難所として使用しようとする施設の管理者と、施設の立地する町(内)会や自主防災組織との協定や覚書の締結などにより、町(内)会等が届出避難所として施設を活用することについて、相互に確認していることを申請要件とします。

※町(内)会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要です。

## 4 届出避難所の運営等

届出避難所は、施設管理者と施設の立地する町(内)会や自主防災組織が相互に協力しながら自主的に運営します。

また、届出避難所は、自主的に運営するものであるため、市は職員を派遣しません。

## 5 届出避難所の登録について

民間事業者及び町(内)会が所有する施設を対象に、下記により登録を受け付けます。

### (1) 提出書類

届出避難所登録申請書（別添申請様式）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、下記の受付場所に提出してください。

### (2) 添付書類

届出避難所登録申請書には、以下の書類を添付して下さい。

#### ①施設位置図

②施設の立地する町(内)会若しくは自主防災組織と締結した協定書や覚書など、町(内)会等が届出避難所として施設を活用することについて、相互に確認していることが確認できる書類の写し（様式任意、町(内)会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要。）

③建築年月及び耐震改修工事を行ったことのわかる書類

### (3) 申請書等の受付

受付場所：青森市総務部危機管理課（本庁舎2階）

提出方法：青森市総務部危機管理課（本庁舎2階）に申請書及び添付書類を直接持参してください。

## 7 申請書等の確認と結果について

申請のあった施設について、市で申請書及び添付書類の内容や災害危険性などを確認し、確認結果を送付します。

## 8 その他

- (1) 届出避難所として登録した施設については、市はホームページ等を利用して市民等に周知を図るものとします。
- (2) 届出避難所を開設・閉鎖したときは、市へ連絡して下さい。
- (3) 施設の解体などの理由などにより、届出避難所の登録を廃止するときは、「届出避難所廃止届」により市へお知らせ下さい。

## 届出避難所登録申請書

下記のとおり届出避難所の登録について申請します。

申請者	事業者または団体名	
	代表者氏名	㊟
	住 所	
	連絡先	
届出避難所 とする施設	名 称	
	所在地	
	建物年月	年 月
		耐震改修工事を行っている場合の改修年月 年 月
	建築物の構造	
	避難所として 使用する面積	㎡
届出避難所 関係者連絡先	①氏 名	
	連絡先	
	②氏 名	
	連絡先	
	③氏 名	
	連絡先	

**【記入上の留意事項等】**

- ・関係者連絡先については、施設管理者や町(内)会長、自主防災組織の会長など、届出避難所の運営関係者3名の氏名及び連絡先を記入願います。
- ・建築物の構造は木造・鉄筋コンクリート造等の構造及び階数を記入して下さい。

**【添付書類】**

- ・施設位置図
- ・民間事業者と施設の立地する町(内)会若しくは自主防災組織と締結した協定書や覚書等の写しなど、町(内)会等が届出避難所として施設を活用することについて、相互に確認していることが確認できる書類の写し（様式任意、町(内)会が自ら所有又は管理する施設を登録申請する場合は不要。）
- ・建築年月及び耐震改修工事を行ったことのわかる書類

年 月 日

## 届出避難所廃止届

下記のとおり届出避難所の廃止について届出します。

届出者	事業者または団体名	
	代表者氏名	㊟
	住 所	
	連絡先	
届出避難所とな っている施設	名 称	
	所在地	
廃止理由		

### 【記入上の留意事項等】

- ・事実の発生後、速やかに届出して下さい。

## 建築年月及び耐震改修工事に関する添付書類の例

---

### 添付書類 1：昭和56年6月以降に建築確認を行った建物の場合

1. 建築基準法に基づく検査済証（写）又は検査済証明書
2. 建築基準法に基づく確認済証（写）又は確認済証明書

など、昭和56年6月以降に建築確認が行われた建物であることを証明する書類

### 添付書類 2：耐震改修により耐震基準への適合を確認した建物の場合

1. 補強設計内容報告書（建築士の記名・押印のあるもの）＋工事請負契約書（写）
2. 判定委員会等による補強設計判定書（写）＋工事請負契約書（写）
3. 耐震改修法に基づく計画認定書（写）

など、耐震改修により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類

### 添付書類 3：耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物の場合

下記のうち、いずれかの書類を添付してください。

1. 診断結果報告書（写）（建築士の記名・押印のあるもの）
2. 判定委員会等による耐震診断結果判定書（写）

など、耐震診断により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類



◆問合せ先

青森市総務部危機管理課

(場 所) 青森市役所本庁舎 2階 (青森市中央一丁目 2 2-5)

(電 話) 0 1 7 - 7 3 4 - 5 0 5 9 (直通)

(F a x) 0 1 7 - 7 3 4 - 5 0 6 1